

漢律令における「惑眾」の成立要件

水間大輔

はじめに

第一節 惑眾の用例

第二節 反亂との関係

第三節 經學・宗教などとの関係

第四節 その他の惑眾

結語

はじめに

大庭脩氏は漢代の不道罪について検討し、不道罪にあたる行爲の一つとして「惑眾」を挙げている。⁽¹⁾ 惑眾とは文字通り眾人を惑わすことであるが、具體的にはいかなる行爲を指すのであろうか。注目されるのは、『漢書』卷七〇陳湯傳に次のような記述が見えることである。

〔一〕上乃下詔罷昌陵、語在成紀。丞相・御史請廢昌陵邑中室。奏未下、人以問湯、第宅不徹、得毋復發徙。湯曰、縣官且順聽羣臣言、猶且復發徙之也。時成都侯商新爲大司馬・衛將軍輔政、素不善湯。商聞此語、白湯惑眾、下獄治、按驗諸所犯。(中略)又言當復發徙、傳相語者十餘人。丞相・御史奏、湯惑眾不道。(中略)廷尉增壽議、以爲(中略)明主哀憫百姓、下制書罷昌陵勿徙吏民、已申布。湯妄以意相謂且復發徙、雖頗驚動、所流行者少、百姓不爲變、不可謂惑眾。

前漢・成帝の永始元年(紀元前一六年)、成帝は詔を下し、昌陵邑の建設を中止した。丞相・御史は昌陵邑内の家を撤去するよう求めたが、まだ成帝の批准が下されていないとき、陳湯は部外者に對し、一部の吏民が昌邑へ移住させられるだろうといった。大司馬・衛將軍の王商は、陳湯が「眾を惑わし」たので、投獄して取調べを行い、餘罪も追及すべきと言上した。その後、陳湯はまた昌陵への移住が行われると發言し、それを聞き傳えた者が十人餘りいた。丞相と御史は上奏し、陳湯の行爲は惑眾にあたり、不道罪として處罰すべきという意見を述べた。しかし、廷尉の趙增壽は、確かに陳湯の發言はすこぶる人々を動揺させたものの、これを傳え聞いた者は少なく、民も「變」をなすに至らなかったのので、惑眾とはいえない、という意見を述べている。

大庭氏は趙增壽の意見を根據として、「惑眾」とは「眾が亂をなすにいたったばあいを指す」と解している。つまり、眾を惑わしただけでは必ずしも法律上の惑眾とならず、眾を惑わした結果、眾が實際に亂を起こして初めて惑眾が成立することになる。しかし、果してその通りであろうか。また、氏は前漢のみを檢討の対象とし、後漢については検討していない。本稿では後漢も含め、漢律令における惑眾の成立要件について検討する。

第一節 惑眾の用例

漢代について記した文獻のうち、犯罪としての惑眾が見える史料を以下に列挙する。

- (二) 八月、詔曰、待詔夏賀良等建言改元易號、增益漏刻、可以永安國家。朕過聽賀良等言、冀爲海內獲福、卒亡嘉應。皆違經背古、不合時宜。六月甲子制書、非赦令也、皆蠲除之。賀良等反道惑眾、下有司。皆伏辜。(『漢書』卷一一哀帝紀建平二年條)
- (三) (王) 莽患之、下詔、敢非井田挾五銖錢者爲惑眾、投諸四裔以御魑魅。(『漢書』卷二四下食貨志下)
- (四) 成帝末年頗好鬼神、亦以無繼嗣故、多上書言祭祀方術者、皆得待詔。祠祭上林苑中長安城旁、費用甚多。然無大貴盛者。谷永說上曰(中略) 諸背仁義之正道、不遵五經之法言、而盛稱奇怪鬼神、廣崇祭祀之方、求報無福之祠、及言世有僊人、服食不終之藥、造興輕舉、登遐倒景、覽觀縣圃、浮游蓬萊、耕耘五德、朝種暮穫、與山石無極、黃冶變化、堅冰淖溺、化色五倉之術者、皆姦人惑眾、挾左道、懷詐僞、以欺罔世主。(中略) 唯陛下距絕此類、毋令姦人有以窺朝者。上善其言。(『漢書』卷二五下郊祀志下)
- (五) 孝昭元鳳三年正月、泰山萊蕪山南匈匈有數千人聲。民視之、有大石自立、高丈五尺、大四十八圍、入地深八尺、三石爲足。石立後有白鳥數千下集其旁。是時昌邑有枯社木臥復生。又上林苑中大柳樹斷枯臥地、亦自立生、有蟲食樹葉成文字、曰公孫病已立。(畦) 孟推春秋之意、以爲、石柳皆陰類、下民之象、泰山者岱宗之嶽、王者易姓告代之處。今大石自立、僵柳復起、非人力所爲、此當有從匹夫爲天子者。枯社木復生、故廢之家公孫氏當復興者也。孟意亦不知其所在、即說曰、先師董仲舒有言、雖有繼體守文之君、不害聖人之受命。漢家堯

後、有傳國之運。漢帝宜誰差天下、求索賢人、禮以帝位、而退自封百里、如殷周二王後、以承順天命。孟使友人內官長賜上此書。時昭帝幼、大將軍霍光秉政、惡之、下其書廷尉。奏賜·孟妄設祇言惑眾、大逆不道、皆伏誅。〔漢書〕卷七五睦弘傳)

〔六〕初、成帝時、齊人甘忠可詐造天官曆·包元太平經十二卷、以言漢家逢天地之大終、當更受命於天、天帝使真人赤精子、下教我此道。忠可以教重平夏賀良·容丘丁廣世·東郡郭昌等。中壘校尉劉向奏忠可假鬼神罔上惑眾、下獄治服。未斷病死。〔漢書〕卷七五李尋傳)

〔七〕〔王〕莽大喜、復下詔曰〔中略〕今翟義·劉信等謀反大逆、流言惑眾、欲以篡位、賊害我孺子。〔漢書〕卷八四翟方進傳)

〔八〕及王莽居攝、東郡太守翟誼謀舉兵誅莽。事未發、康侯知東郡有兵、私語門人、門人上書言之。後數月、翟誼兵起。莽召問、對受師高康。莽惡之、以爲惑眾、斬康。〔漢書〕卷八八儒林傳)

〔九〕〔王〕莽乃上奏曰〔中略〕遭羌寇害西海郡、反虜流言東郡、逆賊惑眾西土。忠臣孝子莫不奮怒、所征殄滅、盡備厥辜、天子咸寧。〔漢書〕卷九九上王莽傳上)

〔一〇〕〔王莽〕大赦天下、然猶曰、故漢氏春陵侯羣子劉伯升與其族人婚姻黨與、妄流言惑眾、悖畔天命、及手害更始將軍廉丹·前隊大夫甄阜·屬正梁丘賜、及北狄胡虜逆與洎南獠虜若豆·孟遷、不用此書。〔漢書〕卷九九下王莽傳下)

〔一一〕初、〔馬〕援交趾還、書誡其兄子嚴·敦曰〔中略〕杜季良豪俠好義、憂人之急、父喪致客、數郡畢至、吾愛之重之、不願汝曹效之。〔中略〕效杜季良而不成、陷爲天下輕薄子、所謂畫虎不就反類狗者也。迄今季良尚未可知、郡將下車輒切齒、州郡以爲言、吾常爲之寒心、是以不願子孫效也。季良名保、爲越騎司馬。保怨家上

書、言保所在惑眾、伏波將軍萬里還書以戒孤兒子、今在京師、與梁松・寶固等交。上召責松、松叩頭流血。乃召問援、因取所與嚴・敦書、即日免保官。〔後漢紀〕卷八光武皇帝紀建武二十二年條

〔二二〕事畢、〔隗囂〕移檄告郡國曰〔中略〕故新都侯王莽、慢侮天地、悖道逆理、鳩殺孝平皇帝、篡奪其位。矯託天命、僞作符書、欺惑眾庶、震怒上帝。〔後漢書〕卷一三隗囂列傳

〔二三〕時眞定王劉揚復造作讖記云、赤九之後、癭揚爲主。揚病癭、欲以惑眾、與綿曼賊交通。建武二年春、遣騎都尉陳副・游擊將軍鄧隆徵揚。揚閉城門、不內副等。乃復遣〔耿〕純持節、行赦令於幽・冀、所過並使勞慰王侯。〔中略〕揚稱病不調。以純眞定宗室之出、遣使與純書、欲相見。〔中略〕時揚弟臨邑侯讓及從兄細各擁兵萬餘人、揚自恃眾強。而純意安靜、即從官屬詣之、兄弟並將輕兵在門外。揚入見純、純接以禮敬、因延請其兄弟。皆入、迺閉閣悉誅之、因勒兵而出。眞定震怖、無敢動者。帝憐揚・讓謀未發、並封其子、復故國。〔後漢書〕卷二一耿純列傳

〔二四〕更始立、以〔伏湛〕爲平原太守。〔中略〕時門下督素有氣力、謀欲爲湛起兵。湛惡其惑眾、即收斬之、徇首城郭、以示百姓。〔後漢書〕卷二六伏湛列傳

〔二五〕民有趙宣葬親而不閉延隧、因居其中、行服二十餘年。鄉邑稱孝、州郡數禮請之。郡內以薦〔陳〕蕃。蕃與相見、問及妻子、而宣五子皆服中所生。蕃大怒曰、聖人制禮、賢者俯就、不肖企及。且祭不欲數、以其易黷故也。況乃寢宿冢藏、而孕育其中、誑時惑眾、誣汙鬼神乎。遂致其罪。〔後漢書〕卷六六陳蕃列傳

〔二六〕諸竇雖誅、而夏陽侯瓌猶尚在朝。〔周〕紆疾之、乃上疏曰〔中略〕〔夏陽侯竇瓌〕又造作巡狩封禪之書、惑眾不道、當伏誅戮。〔中略〕會瓌歸國、紆遷司隸校尉。〔後漢書〕卷七七酷吏列傳

〔二七〕又詔敕曰、故左將軍袁術不顧朝恩、坐創凶逆、造合虛僞、欲因兵亂、詭詐百姓。始聞其言以爲不然、定得

使持節平東將軍領徐州牧溫侯布上術所造惑眾妖妄、知術鴟梟之性、遂其無道、修治王宮、署置公卿、郊天祀地、殘民害物、爲禍深酷。(『三國志』卷四六吳書孫策傳裴松之注引西晉・虞溥『江表傳』)

〔二八〕時有道士琅邪于吉、先寓居東方。往來吳會、立精舍、燒香讀道書、制作符水以治病、吳會人多事之。策嘗於郡城門樓上、集會諸將賓客、吉乃盛服杖小函、漆畫之、名爲仙人鑊、趨度門下。諸將賓客三分之二下樓迎拜之、掌賓者禁呵不能止。策即令收之。諸事之者、悉使婦女入見策母、請救之。母謂策曰、于先生亦助軍作福、醫護將士、不可殺之。策曰、此子妖妄、能幻惑眾心、遠使諸將不復相顧君臣之禮、盡委策下樓拜之、不可不除也。諸將復連名通白事陳乞之。策曰、昔南陽張津爲交州刺史、舍前聖典訓、廢漢家法律、嘗著絳帕頭、鼓琴燒香、讀邪俗道書、云以助化、卒爲南夷所殺。此甚無益、諸君但未悟耳。今此子已在鬼錄、勿復費紙筆也。即催斬之、縣首於市。(『三國志』孫策傳裴松之注引『江表傳』)

〔二九〕趙炳嘗臨水求渡、船人不許。炳乃張帳蓋、坐其中、長嘯呼風、亂流而濟。於是百姓敬服、從者如歸。長安令惡其惑眾、收殺之。(東晉・干寶『搜神記』卷二)

〔三〇〕有從荊州來者、見〔左〕慈在荊州、荊州牧劉表以爲惑眾、復欲殺慈、慈意已知。(東晉・葛洪『神仙傳』卷八左慈)

〔三一〕〔左〕慈見吳先主孫權。權素知慈有道、頗禮重之。權侍臣謝送知曹公・劉表皆忌慈惑眾、復譖於權、欲使殺之。(『神仙傳』左慈)

第二節 反亂との關係

以上の例を見ると、惑眾の結果、實際に反亂が起こった例は、わずかに〔七〕・〔九〕・〔一〇〕・〔一一〕・〔一七〕

のみである。

〔七〕…前漢の平帝の死後、東郡太守の翟義は嚴郷侯劉信らとともに、王莽政權に對して反亂を起したが敗れた。〔七〕はこれについて王莽が下した詔である。王莽によると、翟義らは「惑眾」し、反亂を起したとされている。

〔九〕…これは王莽の上奏文で、その中に「逆賊惑眾西土」とあるが、ここでいう「逆賊」とは趙明・霍鴻らを指すのであろう。『漢書』卷九九上王莽傳上に、

槐里男子趙明・霍鴻等起兵、以和翟義。

とあり、趙明らは翟義に呼應し、王莽政權に對して反亂を起している。

〔一〇〕…王莽は赦令を下したが、劉伯升とその親族・姻族及び仲間が妄りに流言を放って「惑眾」し、天命に逆らわずから更始將軍廉丹らを殺したので、彼らに對しては赦令を適用しないと述べている。周知の通り、劉伯升とは劉秀（後の光武帝）の兄で、劉秀らとともに王莽新に對して反亂を起している。

〔一一〕…これは王莽新のとき隗囂らが反亂を起し、各地の郡國へ送った檄文である。王莽が平帝を毒殺し、漢朝より帝位を篡奪したことを非難する内容であるが、その中で王莽が天命と偽り、符書を偽作し、「眾庶を欺惑」したと記されている。「惑眾」という語自體は用いられていないが、意味としては同じことであろう。

〔一二〕…これは後漢末期に獻帝が下した詔勅で、もと左將軍の袁術が「惑眾」し、皇帝の位に就いたことを非難したものである。

見られるように、以上の五例ではいずれも惑眾を行った者が反亂も起している。また、以下に掲げる通り、惑眾を行ったものの、反亂を實行するに至らず、豫備の段階で終了した事例も見える。

〔一三〕…後漢の光武帝期、眞定王劉揚は自分が皇帝となることを暗示する讖記を偽造して「惑眾」しようとし、ま

た綿曼の賊と手を結んだ。前將軍の耿純は光武帝の命を受け、眞定國の宿舎で眞定王と會見し、眞定王とその弟劉讓らを殺害した。光武帝は眞定王と劉讓の反亂の計畫が實行に移されなかつたことを憐れみ、彼らの子を封じた。〔二四〕…更始帝期、平原太守伏湛に仕える門下督が、伏湛のために反亂を起そうと計畫した。伏湛は彼が「惑眾」していることを嫌い、捕えて斬首した。

第三節 經學・宗教などとの關係

以上のように、惑眾は確かに反亂實行の前提となっている場合がある。しかし、その他の用例では、惑眾は經學に反することや、非科學的なことを言つたり、宗教や妖術でもつて人々を惑わす場合におおむね用いられている。行論の都合により、〔二二〕から見ていくこととする。

〔二二〕…王莽新のとき王莽が詔を下し、井田制を非難し、五銖錢を所持する者は「惑眾」とし、四海の果てへ移住させ、魍魅魍魎を防がせると定めた。當時、井田制は經書に見えるいにしへの制度と認識されていたので、これを非難することは經學に反することになろう。また、五銖錢は前漢の武帝期以來發行されてきた銅錢である。王莽は周代の制度に倣つて「大錢」を發行し、後に五銖錢を廢止して新たな貨幣を發行したが、民はこれらを用いず、ひそかに五銖錢を用いて賣買を行つていた。大錢などは經學が理想とする周代の制度に倣つたものであるから、これを用いず五銖錢を用いることは、やはり經學に反する行爲とみなされたのであろう。ちなみに、『漢書』卷九九中王莽傳中には、

莽曰（中略）敢有非井田聖制、無法惑眾者、投諸四裔、以禦魍魅、如皇始祖考虞帝故事。

莽患之、復下書、諸挾五銖錢、言大錢當罷者、比非井田制、投四裔。

とあり、「(三)は二つの詔にわけられている。おそらくこれらが詔本来の姿そのものか、本来の詔により近いものである。五銖錢については、五銖錢を所持し、大錢を廢止すべきと主張した者は、井田制を非難した場合と同様に扱い、四海の果てへ移住させると定められている。「挾五銖錢」と「言大錢當罷」は「挾五銖錢」かつ「言大錢當罷」ではなく、「挾五銖錢」あるいは「言大錢當罷」と讀むべきであろう。前者の讀み方によると、大錢を廢止すべきと主張したとしても、五銖錢を所持していなければ、本條が適用されないことになるが、そのようなことはありえないであろう。大錢を廢止すべきと主張することも、經學に反する行爲とみなされたと考えられる。

〔四〕・成帝は晩年に鬼神を崇拜するようになり、また後継ぎがなかったため、多くの者が上書して祭祀・方術を説き、みな待詔の官をえた。谷永は成帝に對し、彼らはみな姦人で「惑眾」し、「左道」を用い、詐欺を行い、君主を欺いているので、彼らとの關係を斷ち切るべきと説いた。左道とは經義に背く不正行爲をいう。⁽²⁾

〔五〕・前漢・昭帝の元鳳三年(紀元前七八年)一月、巨石が自分で立ち上がったたり、枯れ木が生き返るなど、各地で怪異現象が起こった。これについて符節令の眭弘は、漢の皇帝は天下に賢人を探し求め、帝位を讓るべきと述べた。眭弘は友人で内官長の賜にこの意見を上書させた。大將軍の霍光はこれを憎み、その上書を廷尉へ下げ渡し、賜と眭弘は妄りに「祇言」を放つて「惑眾」し、「大逆不道」の罪にあたり、彼らを誅殺した。「祇言(妖言)とは災異・鬼神を説き、吉凶を豫言することを指す。また、大逆不道とは「劉氏の天下を覆し、漢の國家體制を變更せんとする」諸行爲をいう。⁽³⁾

〔六〕・成帝のとき、甘忠可が「天官曆」と『包元太平經』を偽作し、「漢は天下の終わりを迎えた。改めて天命を受けるべきである。天帝は真人の赤精子を遣わし、私に道を教えさせた」と説き、重平縣の夏賀良、容丘縣の丁廣世、東郡の郭昌らにその教えを傳えた。中壘校尉の劉向は甘忠可が鬼神に假託して「罔上」・「惑眾」したと上奏し

た。甘忠可は獄で取調べを受け、罪を認めしたが、刑罰が執行される前に病死した。岡上とは臣下に味方して天子を欺く行爲を指す。⁴

〔二二〕…これについては、詳しくは〔六〕の續きに記されている。〔二二〕と〔六〕の續きの内容を合わせて要約すると、次の通りになる。すなわち、甘忠可より教えを受けた夏賀良らは、甘忠可の書を所持していたことにより、不敬の罪に問われたが、後にまた甘忠可の教えを廣めていった。哀帝が即位すると、夏賀良らは待詔となり、哀帝へ次のように進言した。漢は衰えてきたので、改めて天命を受ける必要がある。急ぎ改元すれば、哀帝の壽命を延ばし、皇子が生まれ、天變地異も治まるはずである、と。長らく病に臥せていた哀帝は、夏賀良らの意見に従い、建平二年（紀元前五年）を太初元年と改元し、漏刻の度を一二〇とするよう詔を下した。夏賀良らはさらに朝廷の政事を變えようとしたが、哀帝は先の夏賀良らの意見に効果がないことから、先の詔を取消し、夏賀良らは道に反して「惑眾」したとし、獄へ身柄を送った。光祿勳の平當らが廷尉とともに取調べを行い、夏賀良らは左道を用い、朝廷の政事を亂し、國家を轉覆し、皇帝を欺いたので、不道の罪にあたり、死刑に處した。

〔二二〕…これについては先ほど検討した。王莽は惑眾などの結果、漢朝より帝位を篡奪しているが、その惑眾の内容は天命と偽り、符書を偽作したことであった。

〔二三〕…これも先ほど検討した通りで、反亂は實行に移されることはなかったが、讖記を偽造したことが「惑眾」と呼ばれている。

〔二六〕…後漢の和帝期、御史中丞の周紆は上書し、夏陽侯竇瓌が巡狩・封禪に關する書を偽作し、「惑眾」・不道にあたり、誅殺すべきであると述べた。しかし、竇瓌は夏陽へ歸國し、周紆は司隸校尉へ轉任したため、本件は立件されずに終わった。

〔一八〕…後漢末期、道士の于吉は符水を作つて人々の病を治し、多くの人々の尊崇を集めた。孫策は于吉が妖しげででたらめを行い、人々の心を幻惑したとして、斬刑に處し、頭部を市場に晒した。「幻惑眾心」とあるが、これも惑眾の一種と考えられる。

〔一九〕…後漢のとき、趙昞が川を渡ろうとしたところ、船人は船を出そうとしなかった。趙昞は帳を張つて覆い、その中に座り、嘯いて風を呼び、流れを横切つて渡つた。民は趙昞に敬服し、多くの者が附き従うようになった。長安令は趙昞が「惑眾」しているのを恐れ、捕えて殺した。⁽⁵⁾

〔二〇〕…後漢末期、荊州牧の劉表は左慈が「惑眾」したとし、これを殺そうとした。左慈は他の地でも方術で人々を惑わしていたので、劉表は左慈を惑眾により處刑しようとしたのであろう。

〔二一〕…左慈が呉の孫權に謁見し、孫權は丁重に禮遇した。しかし、侍臣の謝送は曹操・劉表が左慈の「惑眾」を忌み嫌つていたことを知っており、孫權に讒言し、左慈を殺させようとした。

第四節 その他の惑眾

以上の他、反亂及び經學に反すること、非科學的なこと、宗教や妖術などとは關係のない「惑眾」も見える。

〔二二〕…後漢初期、ある者が上書し、越騎司馬の杜保が至るところで「惑眾」し、梁松や竇固らと交際していると述べ、伏波將軍の馬援がその兄の子嚴と敦へ送つた書簡を提示した。その書簡の中には、杜保は豪俠で義を好むが、杜保がいる郡に着任した郡守は齒ぎしりして怒り、州郡でも噂になつていたので、私(馬援)はいつも心配しており、お前たち兄弟が杜保を見習わないで欲しい、と記されていた。光武帝は杜保を即日罷免した。⁽⁶⁾

〔二五〕…後漢のとき、樂安郡の趙宣という者が親を葬つた後、墓道を閉じず、その中に住み續け、二〇年餘りもの

問喪に服した。郷邑はその孝を稱え、州郡はしばしば彼を辟召した。郡内の者が趙宣を太守の陳蕃に推薦すると、陳蕃は趙宣に面會し、妻子のことを質問したところ、趙宣の五子はみな服喪中に生まれていることがわかった。陳蕃は「惑眾」と判断して處罰した。

以上の他、惑眾と判断された理由が判然としない事例もある。「八」では前漢末期、東郡太守の翟義が舉兵して王莽を討伐しようと計畫を立てた。事がまだ發覺していないとき、高康は東郡で兵亂が起ることを察知して門人に語り、門人はこれを上書した。數か月後、翟義は本當に舉兵した。王莽が門人に尋ねたところ、門人は高康に師事したと答えた。王莽はこれを憎み、高康を「惑眾」とし、斬に處した。本件では高康がなぜ惑眾とされたのか判然としない。おそらく、理由を示した部分は省略されているのであろう。

結語

以上の惑眾の用例を見ると、「眾が亂をなすにいたった」場合に限らないことははや明らかであろう。しかし、「一」では「雖頗驚動、所流行者少、百姓不爲變、不可謂惑眾」とあることも事實である。思うに、確かに「一」の事件では「所流行者少、百姓不爲變」であったわけであるが、本來法律上の惑眾は「所流行者少」あるいは「百姓不爲變」に該當しなければ成立したのではなからうか。つまり、流行するところがある程度多く、かつ民が反亂を起こして初めて惑眾が成立するわけではなく、流行するところがある程度多いか、あるいは民が反亂を起こせば惑眾が成立したと考えられる。もつとも、反亂を起こすにはある程度の人數が必要であるから、いずれにせよ惑眾とはある程度の數の人々を惑わすことをいうのであって、それが反亂に繋がったか否かは事實上問うところではなかったのであろう。

ただし、具體的に何人以上が惑わされれば惑眾として認められたのか、またそもそも明確な基準が設けられていたのか否かは定かでない。ちなみに、『唐律疏議』賊盜律に、

諸造祿書及祿言者、絞。傳用以惑眾者、亦如之。其不滿眾者、流三千里。
その疏に、

傳用以惑眾者、謂非自造、傳用祿言・祿書、以惑三人以上、亦得絞罪。(中略)其不滿眾者、謂被傳惑者不滿三人。

とあり、唐律でいう惑眾は三人以上を惑わすことをいう。それは『唐律疏議』名例律に、
稱眾者、三人以上。
とあるのによる。

注

- (1) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)一三六―一三八頁(一九五七年原載) 参照。
- (2) 大庭脩『秦漢法制史の研究』一〇六―一〇九頁参照。
- (3) 大庭脩『秦漢法制史の研究』一四〇頁参照。
- (4) 注(3) 参照。
- (5) 『後漢書』卷八二下方術列傳下にもほぼ同内容の記述が見える。
- (6) 『後漢書』卷二四馬援列傳にもほぼ同内容の記述が見える。

〔附記〕 本稿は科学研究費補助金(基盤研究C)「中國漢魏晉南北朝の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に對する研究」(課題番號18K01293)による研究成果の一部である。